

令和5年12回

# 君津市農業委員会議事録

令和5年11月6日（月）

令和5年11月君津市農業委員会議事録

日 時 令和5年11月6日（月）午後2時00分から午後3時15分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎川正幸

議 事 日程第 1 会期の決定  
日程第 2 議事録署名委員の指名  
日程第 3 議案第 1号から議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請  
について  
日程第 4 議案第15号から議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請  
について  
日程第 5 議案第19号から議案第25号 農地法第5条の規定による事業計画変  
更申請について  
日程第 6 議案第26号 令和5年度第7次農用地利用集積計画  
について  
日程第 7 報告第 1号から第 6号 農地法第3条の3第1項の規定による  
届出について  
報告第 7号から第14号 農地法第5条第1項第6号の規定によ  
る届出について

出席委員（14名）

1番	内海孝夫	2番	鮎川正幸
3番	水野徳子	4番	小笠原武男
5番	笹本幸恵	6番	宇野真弘
7番	神子純一	8番	溝口勝美
9番	小泉春水	10番	齊藤昇
11番	重田忠男	12番	長谷川貢
13番	鈴木隆	14番	石井和美

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長	永 田	聡
主幹	宇佐美	宏
事務局次長	永 鳶	一 環
会計年度任用職員	白 石	勇 一
経済環境部農政課企画調整係長	奥 倉	康 裕

---

◎会長挨拶

会 長 皆さん、忙しい中、農業委員会への出席御苦労さまです。

11月に入っても暑い日が続きまして、ちょっと気候が異常なのかなというふうに感じています。

皆さんのほうに地域計画の策定に伴う説明会、そちらの案内が届いていると思いますけれども、地域計画について御存じだと思いますが、農業委員会のほうで目標地図というものの素案というのをつくるということになっておりますので、マニュアルのほうにそういうふうに記載されておまして、そこら辺を農業委員会としてはやっていかなきゃいけないということになっています。中に、ぜひ出席してくださいと当然書いてありますけれども、ぜひ皆さんのほうにそこら辺を自覚していただいて、出席していただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

最終的に事務局の方と農業委員、それから推進委員の方でその目標地図をまとめていくという形になると思いますので、これが時間的にも限られているような状況になっておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

---

◎諸般の報告

会 長 それでは、諸般の報告をさせていただきます。

10月の総会以降、諸般の報告をさせていただきます。

10月8日、君津市認定農業者協議会主催の「きみつ枝豆収穫祭」が市宿地先において4年ぶりに開催され、私が出席いたしました。

10月13日、午後2時から生涯学習交流センターにおいて、農業委員会としての地域計画策定に伴う目標地図の作成指針についての話し合いが行われました。私と会長職務代理者、地区代表、小櫃地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員の9名が出席いたしました。

10月17日、午前10時半から災害対策室において、君津市認定農業者協議会による君津市学校給食に対して、給食1日分に相当する新米460キロを寄贈する贈呈式が開催され、私が出席いたしました。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

---

◎開 会

(午後 2 時 0 0 分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は14名です。よって、定足数に達しておりますので、令和5年第12回君津市農業委員会総会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

10番、齊藤昇委員、11番、重田忠男委員の2名にお願いします。

---

◎議案第1号ないし議案第14号

議 長 日程第3、議案第1号ないし議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、農地法第3条の許可申請について説明します。

議案第1号について御説明いたします。

六手地先の畑3筆、面積3,109平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準として、譲受人は現在1万466平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第2号について説明します。

糸川地先の田1筆、畑1筆、合わせまして面積581平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は会社勤務が多忙のため管理地を減らしたい。譲受人は隣接する所有農地と一体的に耕作したいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在1,528平方メートルの農地を経営しておりまして、農機具は耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第3号について説明します。

東日笠地先の畑1筆、面積697平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は遠方に居住し農地の管理ができないため、譲受人は住居に隣接し耕作しやすいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在2,887平方メートルの農地を経営しておりまして、農機具は耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第4号について説明します。

農業に新規参入する一般法人が、正木地先の隣接する田2筆、面積1,675平方メートルを賃貸借し、ブルーベリーを栽培しようとする内容の申請です。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢により農地の維持管理が大変なため、譲受人は農業経営に新規参入したいためです。

許可基準ですけれども、譲受人は農業に新規参入する一般法人で、取得する権利は使用収益権のみとなります。この申請は、賃貸借権設定の許可の申請となります。

要件といたしまして、解除条件付きの賃貸借契約を締結すること、地域との適切な役割分担を担うことを確約すること、役員または法人が指定した農業経営に責任を持つ農場長などが農業に常時従事することとなっています。

本申請では、解除条件付き賃貸借契約書の写しと地域の役割分担を担う旨の確約書が添付されておりまして、法人が任命した農園長が農業に150日以上従事する計画書が提出されており、この3つの要件を満たしております。

また、栽培技術については、任命された農園長が市内の農園でブルーベリー栽培を経験しており、実践段階でも経験豊富な市内外の農園からサポート等の協力が得られるということでございます。

農機具は耕運機、軽トラック、草刈り機、運搬用一輪車を所有しており、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第5号について説明します。

寺沢地先の田2筆、面積3,213平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は養鶏業に専念するため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在4万2,051平方メートルの農地を経営しております。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第6号について説明します。

青柳地先の田6筆、面積6,535平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は市外に居住し農地の耕作、管理が難しいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在2万1,719.61平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第7号について説明をいたします。

農業に新規参入する一般法人が、浦田地先の隣接する田6筆、面積4,210平方メートルを賃貸借し、ブルーベリーを栽培しようとするものです。

申請理由として、譲渡人は農地の維持管理が大変なため、譲受人は農業経営に新規参入するためです。

許可基準ですが、譲受人は農業に新規参入する一般法人です。先ほど説明しましたけれども、取得できる権利が使用収益権のみとなります。

本申請の賃貸借権設定の許可要件といたしましては、解除条件付き賃貸借契約を締結すること、地域との適切な役割分担を担うことを確約すること、役員または法人がしてきた農業経営に責任を持つ農場長などが農業に常時従事することとなります。

本申請では、解除条件付き賃貸借契約書の写しと地域の役割分担を担う旨の確約書が添付されて、法人が任命した農園長が農業に150日以上従事する契約書が提出されており、この3つの要件を満たしております。

また、栽培技術につきましては、任命された農園長が市内外の農園でブルーベリー栽培を経験しておりまして、実践段階では経験豊富なこれらの農園からサポート等が得られるということでございます。

農機具は耕運機、運搬車、草刈り機、運搬用一輪車を所有予定としておりまして、資格等については問題ないと思われまます。

次に、議案第8号について説明します。

浦田地先の田2筆、面積2,264平方メートルを売買により所有権を移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により耕作ができないため、譲受人は農業経営に新規参入するためです。

譲受人は新規就農する個人で、自然農法による各種野菜類の栽培を行い、近隣の直売所等への出荷やウェブ通販等により収益を上げ、今後耕作面積を増やしていきたいということです。

新規就農ですが、過去に群馬県で2年間キャベツ栽培の経験があり、その後、現在まで君津市内で家庭菜園程度ということですが、10年ほど耕作を続けております。

農機具は軽トラックを所有し、トラクターを自己資金で導入予定としております。

農作業従事日数は150日以上を見込んでおりまして、資格等については問題ないと思われまます。

次に、議案第9号について説明します。

川谷地先の田5筆、畑2筆、面積4,849平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人はこれまで譲渡人と共同で耕作しており、今後も継続して耕作するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は新規就農ではありますけれども、これまで譲渡人と一緒に耕作を行ってきており、今後は地元の農家から技術的な指導を受けることができるということです。

農機具は田植機、耕運機をリースし、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を見込んでおりまして、資格等については問題ないと思われまます。

次に、議案第10号から12号につきましては、譲受人が同一のため一括して説明をさせていただきます。

いずれも農業に新規参入する法人が農地所有適格法人として農地を賃貸借し、ブルーベリー

一の栽培をしようとする申請でございます。

第10号議案は坂畑地先の田1筆、面積767平方メートル、第11号議案は同じく坂畑地先の田1筆、面積812平方メートル、第12号議案は同じく坂畑地先の田1筆、面積503平方メートル、合わせまして田3筆、2,082平方メートルを賃貸借する内容です。

申請理由といたしまして、譲渡人はいずれも農地の維持管理が大変なため、譲受人は農業経営に新規参入するためです。

許可基準ですけれども、譲受人は農地所有適格法人として農業に新規参入する法人となります。農地所有適格法人の主な要件は、5つになります。1つは法人形態で、農事組合法人、株式会社、有限会社、合同会社等持分会社のいずれかであること。本法人は株式会社ですので、この要件を満たしております。

2つ目の事業要件は、売上の過半が農業の売上げで占めることですが、新規参入法人であるため、今後毎年提出される農地所有適格法人報告書でこの要件を満たしているかどうかを確認していくことになります。

なお、現時点で本法人の定款に農業以外の事業は含まれておりません。

3つ目の構成員要員、議決権の過半が農業に関連するものであることと4つ目の役員要件、役員の過半数が株主で、その役員の過半数は、農業に年150日以上かつ役員の1人以上が農作業に60日以上従事することにつきましては、代表取締役が全ての株を所有し、同代表が農業に常時従事、農作業に60日従事する見込みであることから、この2つの要件は満たしております。

5つ目の民間企業が出資する場合は、出資額が最大49%までとなっておりますけれども、これについては、本法人は民間出資はありませんので、この要件は満たしております。

以上、農地所有適格法人としての5つの要件を満たす、あるいは今後満たす見込みとなっております。

栽培技術につきましては、任命されている農園長の農業経験が30年あり、また市内外の農園でブルーベリー栽培を経験しておりまして、実践段階で経験豊富なこれらの農園からサポート等の協力が得られるということでございます。

農機具は耕運機、運搬車、草刈り機、一輪車を所有する見込みとしております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われれます。

次に、議案第13号について説明をいたします。

川俣旧押込地先の畑1筆、面積1,097平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は居住地から遠く耕作が困難なため、譲受人は自作農地に隣接しており、一体的に広く農地利用したいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在1,243平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第14号について説明します。

笹地先の畑1筆、面積647平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により営農が徐々に困難な状況となったため、譲受人は自作に隣接した農地で新規に就農し耕作を行いたいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は新規就農となりますが、これまで家庭菜園として10年ほどの耕作経験があり、栽培した野菜類は自家消費の予定とのことでございます。

農機具は耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第1号について、1番、内海委員からお願いします。

内海委員 議案第1号ですが、申請内容につきましては、事務局の説明どおりでございます。

所有権移転を売買で畑3筆、譲渡人は高齢により離農したいということでございました。現地は、今現在は草だらけですが、整備をすればすぐ畑として使用できる状態であります。

それから、進入路につきましては、県道貞元線から通行が可能で、機械等の進入ができる状態であります。隣接農地所有者には、問題がないということでございました。

それから、譲受人は農作業に意欲があり、野菜・果樹等を中心に進めたい。農機具等も所有し、特に問題ないと思われま

議長 続きまして、議案第2号について、5番、笹本委員からお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

第2号議案について御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局からの説明のとおりです。

場所ですが、別冊2ページを御覧ください。

紙面真ん中より少し右寄りの上、君津方面から右下、清和方面に通っているのは、県道92

号線です。沢巻川とありますが、そこに糸川橋がかかっています。君津方面から来ると、橋を渡ってすぐ右折した右側に申請場所があります。

譲渡人から譲受人への委任状が提出されていたため、譲受人と連絡を取り10月28日、11時半頃お会いし、現地の確認と聞き取り調査をいたしました。

現地は、稲刈りの跡のままの状態でした。畑は作付されておらず、荒れた状態でした。

譲渡人は多忙で、稲作は親戚に耕作してもらっていますが、草刈り等一人では管理しきれないため、今回のお話となりました。

隣接する譲受人の畑はきれいに耕作されていて、申請地を畑として一体的に使用したいとのことでした。特に問題ないと思われませんが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第3号について、8番、溝口委員からお願いします。

溝口委員 溝口です。

議案第3号について説明します。

申請内容については、事務局が説明したとおりでございます。

申請場所は、別冊3ページを御覧ください。

国道465号線、三島のほうに向かう沿いの清和小学校から30メートルほどちょっと下がったところに申請地がございます。

10月27日、8時45分頃、譲受人と現地確認を行いました。

譲受人は、1年前に条件付き所有権移転仮登記というのをやっております、今回下限面積が廃止となって今回の申請となっていたということを言っております。したがって、1年前からその畑は耕作をしております、私、3年ほど前に行ってよく知っている場所だったんですけれども、竹林で非常に畑が困難じゃないかなという場所だったんですけれども、27日に行ったときは、その竹林の上を、孟宗竹だったんですけれども、起こしてきれいな畑に生まれ変わっていました。

譲渡人は、10年ほど前にこの場所だと不便で、勤めが非常に困難だということで不動産屋に売却したみたいです。これも登記ができなかった関係で、条件付きの仮登記をしていたというようなことございました。

譲受人とは電話連絡で確認しまして、譲受人はただいまパートで週2回ほど勤めていますが、あとの3日は農業に従事しているということで、150日以上に従事で耕作農家としての要件は備えております。

農機具はミニ耕運機、草刈り機、軽トラック、営農計画どおりに推移すると思われ、審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長 続きまして、議案第4号について、9番、小泉委員からお願いします。

小泉委員 9番、小泉です。

議案第4号について説明いたします。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所については、別冊4ページを御覧いただきます。

国道410号線、君津市正木から奥米方面に入りますと、三島ダム湖畔に旧国民宿舎清和がございます。そこからの裏手、およそ100メートルほどのところになります。

10月26日に、代理人と現地確認を行いました。

申請地については休耕田と思われ、草刈りをした跡のようでした。

譲受人は新規参入ということで、ブルーベリーの栽培を予定しているということで、栽培については実績のある市内の〇〇〇さんですかね、それから木更津の〇〇〇の協力を得る予定とのことでした。

苗木はその〇〇〇から2年物を購入して、3年後には収穫できるんじゃないかという話を聞きました。有機栽培のため近隣農地への影響は全くないだろうということです。

また、現在、用地組合と連絡を取ろうとしているんですが、なかなかうまく連絡が取れていないということですが、必要な活動には積極的に参加するというお話をいただいております。

不許可となるような要件はないと思われますので、よろしく御審議お願いいたします。

議 長 続きまして、議案第5号ないし第6号について、11番、重田委員からお願いします。

重田委員 11番の重田忠男です。

議案番号5号について説明いたします。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地の説明は、別冊の5を開いていただきたいと思ひます。

国道410号線久留里馬来田バイパスを馬来田方面から俵田の信号を右に曲がり、700メートル先の岩出交差点を左へ曲がり、広域農道木更津方面から愛宕方面に向かい、寺沢交差点の手前の左側の農道の先、30メートル先左側の5番目のところではす。

現地確認は、10月26日に譲受人と申請内容について確認いたしました。

申請地は、田んぼとして耕作しておりました。

譲渡人は、養鶏業に専念するためということです。譲受人は、農業経営の規模拡大をするためということです。

許可基準として、農機具はトラクター2台、コンバイン、田植機、乾燥機2台、トラクターを所有しております。

地域との役割の状況は、農業の維持発展に関する話合い、活動への参加をするとのことですので、所有権移転に特に問題はないと思いますので、御審議をよろしく申し上げます。

続いて、議案第6号について説明いたします。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地の説明は、別冊の6を開いていただきたいと思います。

国道410号線、久留里馬来田バイパスを馬来田方面から向郷方面に向かい、向郷の信号の手前500メートルを左に曲がり、80メートル先の右側の田んぼ3筆で田んぼになっており、管理はよくしてありました。その先の田んぼの50メートル先の右側に3枚田んぼがあり、これは管理はよくしてありました。

現地確認は、10月26日に譲受人と現地確認、申請内容について確認いたしました。

譲渡人は市外に居住し、農地の耕作・管理が難しいためということでした。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためということで、許可基準として、農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しており、普段の地域の役割の状況は農業の維持発展に関する話合い、活動への参加をするとのことですので、所有権移転に特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第7号ないし第9号について、12番、長谷川委員から申し上げます。

長谷川委員 長谷川です。

初めに、第7号のほうから説明いたします。

詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所は、別冊7ページの久留里街道、やまいち印刷のちょっと下ですね、それから下のほうから来ると、鴨川に向かって右折をして約600メートル入ったところになります。

10月26日、代理人と現地確認を行いました。

6筆の田んぼになっておりますけれども、ここではいろいろ出ていると思いますけれども、ブルーベリーの栽培をしたいということで、現地を確認してきました。現地は当初は竹林の

ような状態になっていましたけれども、確認したときにはもう原状回復してあり、もう植付けが可能なような状態になっております。新規参入ということで、君津市の方が管理をするというふうなことを聞いております。

草刈り等についても、地域に積極的に参加したいということでありました。そのほか特に問題ないと思われますので、御審議のほうよろしく申し上げます。

議案第8号ですね、やはり7ページの一番下のほうになります。久留里街道の大森橋があります。それからちょっと上がったところを右折しまして、200メートルぐらい行ったところになります。

現地は田んぼになっておりますけれども、荒れておりません。きれいに草刈り等してありまして、耕作ができるような状態です。

このときは10月20日ですね、代理人と現地でお会いしましたところ、ちょうど譲受人も来ていて除草作業を行っておりましたので、一緒にお話を聞きました。

現状では登記上は2筆になっておりますけれども、実質は1筆の、1枚の田んぼになっております。獣害対策のほうも金網等を設置済みでありまして、すぐ植付け可能な状態となっております。農法につきましては自然農法というやり方だということで、耕作をしないでちょっと土上げて盛ってやるというふうな自然農法ということを知っております。

ちょっと今試しにやってあるということで、野菜の苗が育っており、一列なんですけどできている状態でありました。今後は譲渡人の所有地があと何筆かあるんで、状況によってそれをまた購入したいというふうな希望があるということで話しておりました。

この草取りについても、隣接の田んぼも用水路をちょっと、排水路がちょっといい排水路で、ちょっとくぼみになっておりますので、他の耕作地とも問題ないと思われます。

筆数ですと、現状ではあと2筆ぐらいの土地をできれば購入したいというふうなことで言っておりました。本人も今は従事していないで蓄えでもって生活しているから、徐々に来てやれるというふうなこともおっしゃっておりました。

特に問題ないと思われますので、御審議をよろしく願いいたします。

第9号ですね、8ページの図面のほうをお願いします。

詳細につきましては、事務局の説明どおりです。

場所は、8ページの久留里から約6キロほど行ったところに御腹川がありますので、その手前ですね、浄蓮院というお寺のところを、久留里から行きますと左折していただきまして、約100メートルは行かないと思いますね、ところに現地があります。

本件譲受人については、譲渡人が叔父さんということで、跡取りがないということで、最終的に譲受人の弟であります方が相続できるということなんですけれども、今回、叔父さんも病弱でもううちにいなくて、近くのところで療養しているというふうな話を聞いております。

10月29日、譲受人と現地を確認いたしまして、全部で筆数はちょっと多かったですけど、現況では田が2筆、畑3筆ということですね、畑も今年も耕作してありました。譲受人が来てずっと耕作をしているというふうなお話であります。先ほど近くに代行で農業をやっている方が、あと機械のないものについては、今年もやっていただいている、今後もやっていただけるというふうな話を聞いています。稲刈りに関しては、近隣の方がお願いしてやっているということです。

用水につきましては、井戸水と川からの用水を使用しているということです。

現在もやっているということなので、特に問題はないと思われまますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続きます、議案第10号ないし第14号について、14番、石井委員から申し上げます。

石井委員 14番、石井です。

議案第10号、11号、12号につきましては、譲受人がそれぞれ一緒なものですから、割愛させていただきたいと思えます。

事務局から先ほど説明があったとおりでございます、場所につきましては、亀山のコミュニティセンターの近くということで、いずれも藤林土地改良組合が解散したため、昨年からもう田んぼができなくなっている農地でございます、過日、譲受人の代理人と一緒に確認いたしまして、譲受人についてはブルーベリーをやるということでございました。

場所は今も言ったように、亀山コミュニティセンターの近くということで、近隣の農地、それとか道路に関しても何ら問題あるとは思われませんので、よろしく申し上げます。

譲渡人はそれぞれ高齢者のため農地管理が難しいということで、貸出しをするということでございました。

次に、第13号の所有権移転、第13号につきましては、先ほども事務局から説明ありましたように、別紙の10ページにあるんですけども、10ページにあるとおり、場所的には亀山湖の離れ小島で、回りを橋から、何というんですか、橋でつながっているということで、亀山湖カントリークラブの入り口付近になりまして、小島になっている場所です。その農

地、きれいに草刈り等を行っておりましたのですが、譲渡人のほうが居住地からちょっと遠いため耕作が困難なためということですね。

譲受人は自作農地に隣接しているんで、ここで農地利用をしたいということでございました。近隣については、やはり離れ小島のせいもありますけれども、何らほかに迷惑のかかるような状況ではございませんでした。

次に、第14号議案になりますけれども、譲受人は今自宅近くの農地で農業をしております、譲渡人は高齢のため管理が難しくなったということですね。所有権移転ということでやっていきたいということです。

譲受人は、特に出荷とかなんかしているわけではないんですけれども、自分ところで処理するというところでございました。

場所については、千葉鴨川線、笹交差点より鴨川方面に100メートルほど行くと、左側に笹自治会館というのがあるんですけれども、その先を、その先というのか、そこから鴨川へ向かって50メートルぐらい行ったところを左に入ってもらった、左に入って幾らでもないんですけれども、20メートルぐらい入ったところに場所はあります。

また、このところに関しましても、近隣についての農道、それと配水等の問題はございませんので、よろしく御審議お願いいたします。

以上です。

議長 　ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、お願いします。

（「議長、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

議長 　溝口委員。

溝口委員 　賃貸借権ですね、解除条件付き貸借というのは、先ほど事務局から話がありましたですけれども、どの辺まで借りた人が、なんか草刈りもやらなくて近隣の農家の人困っていると。そういった苦情をした場合、すぐ解除ができるような権限を要している解除付きということなんですか、それがちょっと聞きたいと思います。

白石会計年度任用職員 　文言上どちらも、貸すほうも、借り受けるほうも解除する権限があるという契約になっております。通常農地を利用するというので賃貸借契約しておりますので、それがなされなくなった場合に、その解除要件で解除権が行使できるということになります。

なので、今おっしゃったような状況になれば、当然ながら解除ができる。ほかにも原形復

旧で返還というふうなことになりますので、その辺の費用負担についても明記をされております。そういった権限が双方にあるということになります。よろしいですか。

議 長 よろしいでしょうか。

溝口委員 もう一度ちょっと。双方が、例えば草刈りやってくれなくて困るという近隣の農家の人がいる。譲受人というんですかね、の方は、いや、そんなことはないとか、ある程度双方が一致した時点で解除が成立するという事なんですか。一方的なあれだけでは解除はできませんよという、そういうことですか。

白石会計年度任用職員 そうですね、ちょっと待ってください。

一応契約上はそういった違反したとき、まずは相当の期間を定めて催告を行うという行為が上げられています。それで是正がされない場合に、解除することができるということになります。

溝口委員 分かりました。いいです。

白石会計年度任用職員 よろしいですか。

(「関連して」と呼ぶ者あり)

議 長 はい、どうぞ。

長谷川委員 今の関連でございますけれども、その管理というのは農業委員会がやるのでしょうか。管理というか確認というか、もしそういうのがあったときに、どうすればいいのかということですよ。農業委員が見て、要するに耕作放棄地みたいになっていたということ。

白石会計年度任用職員 この契約上は甲乙、貸し、そこを受けるほうの双方の決め事になりますので、双方でそういったことがあれば、催告といいますか、耕作をやってくれというような話をするということになります。

長谷川委員 催告については、農業委員会のほうで出してくれるということですか。

白石会計年度任用職員 そうですね。相対の話になりますので、農業委員会としてはこういった行為は行わないことになります。ただし、そういった申入れがあれば調査をするということとはできます。

長谷川委員 分かりました。

(「いいですか」と呼ぶ者あり)

議 長 はい、神子委員。

神子委員 ちょっと聞き取れなかったんですけども、農業委員の役割というのは、今長谷川委員のほうから質問が出たんですけども、何か具体的に入る余地というのはあるんですか。

白石会計年度任用職員 契約自体は先ほど申し上げたような相對の話になりますけれども、もちろんその地域を管轄する農業委員さんが相談を受けたり、助言をしたりすることはもちろん可能だと思います。状況によりということになると思いますけれども。

議 長 よろしいですか。

神子委員 はい。

議 長 ほかに何か御質問、御意見はありますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、採決に移りたいと思います。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

---

◎議案第15号ないし議案第18号

議 長 日程第4、議案第15号ないし第18号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永寫次長 議案第15号ないし第17号について、同一案件ですので一括して御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

西猪原地先の田2筆、面積1,454平方メートルを太陽光施設へ転用し、太陽光パネル180枚を設置します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

造成は行いません。

給排水はなく、雨水は敷地内浸透とします。

工事中は看板を掲げ、工事車両通行時は安全に注意を図り、施工後はフェンスで囲い、人が入れないようにします。施設の影については、全て敷地内に収まるよう設計します。

通風はパネル下50センチ以上空け、十分確保します。

議案第18号について御説明いたします。

三田地先の田1筆、面積1,355平方メートルを太陽光施設へ転用し、太陽光パネル172枚を設置します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

埋立て等を行わず整地のみ実施します。

用水は使用せず、雨水は自然浸透式とします。排水はありません。

工事開始時はもちろん、工事中は近隣住民に対し常に注意を払い、生活に支障が出ないように注意いたします。また、道路幅が狭いので工事車両の進入通行を慎重にし、近隣住民の通行の妨げにならないよう注意します。

工事後も土砂が流出しないよう境界にフェンスを設置し、必要に応じて土のう等で対策します。

日照、通風の妨げになるような工作物は設置しないので、営農には問題ありません。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第15号ないし第17号について、8番、溝口委員からお願いします。

溝口委員 8番の溝口です。

議案第15、16、17号について説明します。

西猪原地先、2筆です。1,454平方メートル、太陽光発電をするということです。の転用

です。

譲渡人、3名になっていますけれども、相続で取得したものです。持分2分の1、4分の1、4分の1ですね、それで3名になりました。

申請場所は、11ページを御覧になってください。

清和行政センター、右へ900メートルぐらい行ったところが申請地でございます。清和行政センターのところに道みたいのがいっていますけれども、これは小糸川です。その小糸川から右にずれている、これが地元でいう梨ノ木川という小さな沢ですね、水がちょろちょろ流れている沢なんですけれども、この沢がくせもので、非常にこのところにイノシシ、鹿が生息しちゃって、この申請地、今たんぼを作っている人もいますけれども、今年はどうとう稲刈りができなかった状況でございました。イノシシがもうたんぼの中に入って、臭くて臭くて米にならないということで、非常に悩んでいる場所でございます。

10月27日、10時頃、譲受人の会社の代理人と会いました。

ここの場所は、譲渡人が前住んでいた土地の隣に水田があったその場所に太陽光をやるといことです。今は建物を壊して、整地してきれいになっておりました。太陽光をやるところは隣ですよというようなことを説明受けました。

譲渡人は相続で取得したんですけれども、ここの西猪原では住めないということで君津の町なかのほうに今住んでいるような状況でございます。

太陽光のほうは今事務局さんのほうで説明したとおり、太陽光パネル180枚ということで、ここの近隣に違う太陽光の会社が既にやはり同じ規模の太陽光パネルで経営しているような状況でございました。

譲受人の会社は、長野県、山梨県、栃木県と非常に多くの太陽光発電を行っている事業です。周辺農地の所有者との説明も丁寧にしておりまして、事業計画は現実性が非常に高いものと思われま。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長 続きまして、議案第18号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 小櫃の齊藤です。

では、説明いたします。

議案第18号について説明いたします。

申請内容につきましては、先ほど事務局より説明があったそのとおりでございます。

申請場所は、別冊を御覧ください。別冊の一番最後のページです。12ページでしょうか。

ここも目立った目印等はあまりないんですけれども、説明していただきますと、小櫃駅より木更津方向に向かって300メートルほど行くと、三田地区という場所があります。その三田地区から東に、市道だと思いますけれども、市道が通ってまして、そこを久留里街道、三田地区から300メートルほど行ったところが現地になります。

現地に、代理人と10月28日、午後から立会いをしてもらって現地の確認をしてきました。その現地ですけれども、5年以上前ですけれども、自分の知人が水田として耕作をしておったわけですけれども、最近イノシシやら、あとここの水田、聞くところによると七、八割が天水を頼ってやっていたという話を聞きました。それでだから自分の知人も、もう地主さんのほうにお返しした。そのような話を聞いております。

それで返してからもう何年もたつけれども、それからもうずっと耕作していずに、今現地見に行きましたら、セイタカアワダチソウが群生しておりました。地主のほうも農業も年取って、またその土地の管理もできないということで、譲受人の方をお願いするという話でした。受取人は太陽光発電設備をここで設備をするということで説明を受けました。

隣接する農地あるんですけれども、そこもやはりセイタカが生えている状況で、もう隣の農地に迷惑をかけるようなことはないということで判断いたしました。

太陽光設備をしかけても問題ないということで、自分はそう思っております。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 　　長 　　ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

（「すみません」と呼ぶ者あり）

議長 　　長 　　溝口委員。

溝口委員 　　ちょっと聞きたいんですけれども、所有権移転、有償とありますけれども、この有償、有償があるからには無償というのもあるんでしょうけれども、有償というのが何かなと思ったんですけれども、ちょっと説明していただけますか。

永島次長 　　有償につきましては、金銭で、この事例ですと金銭で対応するという内容になります。

土地代につきましては、総会議案書の備考欄のほうに土地代金が掲載してございます。

以上です。

溝口委員 　　では、その土地代金ということですか。

永島次長 　　はい。

溝口委員 それが無償になるんですか。

永島次長 はい。

議長 よろしいですか。

溝口委員 分かりました。

議長 ほかに何か御質問、御意見ございますでしょうか。

鈴木委員 13番、鈴木ですけれども、先ほどの3条のほうの所有権移転、何も書いていないんですけれども、これは無償ということですか。

白石会計年度任用職員 説明の中で、売買を説明している部分については有償でございます。

無償の場合には、贈与というような説明をさせていただいております。

鈴木委員 大丈夫です。

議長 よろしいですか。

鈴木委員 こっちのほうはあれなんです、値段が分からないということではないんですか。

白石会計年度任用職員 申請書に明記する義務はないということになっておりまして、もっぱら金額の記入がない場合が多いです。

契約書については、賃貸の場合は契約書を添付させていただいておりますけれども、売買の場合にはそこまでは求めてはおりません。

以上です。

議長 ほかに何か御意見ございますか。

有償というのは今までは記載があったんですか。

永島次長 今までの議案書のほうにも、5条のほうの転用につきましては、資金計画の確認のため土地代金の記載は条件となっておりますので確認しているところですので、議案書のほうにも掲載が、同じ場所に掲載がございます。

以上です。

議長 では、ほかに質問、御意見ありますか。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がございませんので、それでは、議案第15号について採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当の意見を付して知事に送付いたします。続きまして、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま

す。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付させていただきます。

続きまして、議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

---

◎議案第19号ないし第25号

議長 日程第5、議案第19号ないし第25号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永島次長 議案第19号について御説明いたします。

議案書7ページを御覧ください。

山高原地先の田1筆、面積238平方メートル、畑4筆、面積1,493平方メートル、合計面積1,731平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として令和5年11月30日まで許可を得ていたしましたが、令和6年11月30日までの計画変更申請がなされました。周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく問題ないと思われま

す。議案第20号ないし第25号について関連しますので、一括して御説明いたします。

長石地先の田1筆、面積2,179平方メートルと畑8筆、面積3万3,755平方メートルのうち、1万8,910.46平方メートルの合計面積2万1,089.46平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として令和5年11月30日まで許可を得ていましたが、令和6年11月30日までの計画変更申請がなされました。周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。

以上です。  
議長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

---

◎議案第26号

議長 日程第6、議案第26号 令和5年度第7次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

この議案につきましては、10番、齊藤昇委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(10番 齊藤 昇委員 退室)

議長 それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 農政課の奥倉です。

議案第26号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、令和5年度第7次農用地利用集積計画の作成に当たり、農業委員会に御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書10ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、小櫃地区42件、170筆、19万6,153.33平方メートル。

以上でございます。

所有権移転はございません。

個別案件につきましては、11ページから37ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第26号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がありましたらお願いします。

水野委員。

水野委員 3番、水野です。

第3号議案のところの譲渡人と譲受人のお名前が同姓同名なんですか。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 全く同じ名前の方でございます。

水野委員 ああ、そうなんですか。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 そうですね、他人です。

水野委員 ああ、そうですか、分かりました。すみません、ありがとうございます。

議長 ほかに何か御質問、御意見ございますか。

(発言する者なし)

議長 それでは、質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第26号について、賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

10番、齊藤昇委員の入室を認めます。

(10番 齊藤 昇委員 入室)

---

◎報告第1号ないし第14号

議長 日程第7、報告第1号ないし第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第7号ないし第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第14号について、質問、意見等がありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし報告第14号を終わります。

---

◎閉 会

議 長 これをもちまして、令和5年第12回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の農業委員会総会は、令和5年12月6日水曜日、市役所5階大会議室にて開催する予定でありますので、よろしく申し上げます。

(午後3時15分)